

「神奈川県測量業者登録簿閲覧規則」の一部改正の概要

1 改正理由

測量法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第5号。以下「政令」という。)が、令和7年4月1日より施行され、従来の条数が改められる。

それに伴い、神奈川県における測量業者の登録簿等の閲覧手続等の細目を規定した神奈川県測量業者登録簿閲覧規則(昭和37年規則第24号。)において、政令を引用している規定の改正を行う。

2 改正概要

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則第1条で、引用する政令の条項を「第28条第1項」から「第9条第1項」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 かながわ県民意見反映手続の取扱いについて

本改正は、政令の改正に伴い、当然に必要とされる規定の整理である。そのため、意見募集の実施等の手続は行わない。(かながわ県民意見反映手続要綱第4条第3項第8号に該当。)

また、県民等の意見を求めずに規則を制定することについての理由の公表は、県ホームページへ登載する方法により行う。